令和５年度
持家住宅リフォーム支援金
パンフレット

受付：令和５年4月３日（月）～
令和６年3月15日（金）

☆予算に達し次第、受付を終了する
場合があります。

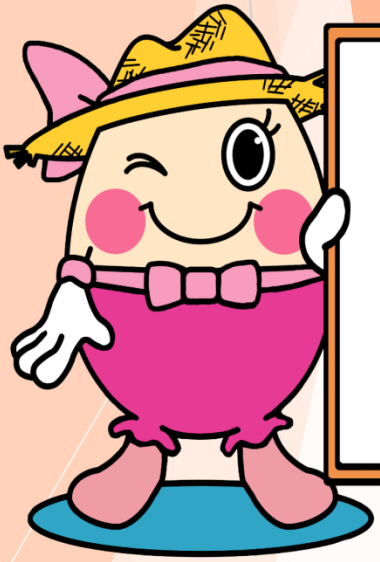

受付・お問い合わせ
遊佐町役場
地域生活課　管理係
0234-72-5883(直通)

～持家住宅リフォーム支援金の概要～

支援金の対象者

◇交付申請書提出段階においてリフォーム工事に着手していないこと。
「※町内業者」と契約を締結し、下請け含め、町内業者が工事費全体の1/2以上を請け負っていること。
※町内業者とは、遊佐町内に主な事業所もしくは営業所がある法人、または個人事業者で、遊佐町商工会もしくは酒田飽海建設総合組合遊佐連合支部の組合員である事業者のこと。
◇申請時において本町に住所を有する者又は実績報告書の提出時までに本町に転入し、居住する予定であること。
◇令和６年3月末までに「持家住宅リフォーム支援金事業実績報告書」を提出できること。
◇下水道または合併浄化槽に接続していること。または、申請の際に同時に接続しようとしていること。
◇リフォーム工事費が20万円以上であること。ただし、下水道等接続工事、ブロック塀撤去工事を行う場合に限り10万円以上。
◇申請者及び同一世帯の人全員に税・水道料等の滞納がないこと。（前年度まで同居していた方も含む）
◇太陽光発電設置工事については、発電出力が10kw未満のものであること。
◇工事する住宅等が、建築基準法等の法令に違反していないこと。
◇暴力団員及び暴力団員等でないこと。

支援金の対象となる建築物

○　現に居住している住宅、附属建物　※農業用の倉・作業小屋等、事業用の附属建物は含みません。
○　これから自らが居住する住宅（空き家住宅等）
○　町内の自ら営む店舗　※住宅と一体となっている店舗に限り、法人は対象となりません。
※ただし、令和６年3月末まで実績報告書を提出し、当該住宅に転居することが条件となります。
また、申請時点において町外在住の場合は、実績報告時まで町内に転入することが条件です。

支援金の対象となる工事内容

○　住宅や附属建物の修繕等
○　下水道接続工事、合併浄化槽接続に係る配管の工事
○　別表チェックリストに記載されている特殊工事
○　住宅や附属建物の増改築工事
○　耐震改修工事
○　再エネ機器設置工事
○　ブロック塀の撤去工事（道路または水路に面する部分の撤去のみ。新設は対象外）

支援金の上限額

100万円　　【例：工事費1,000万円×12%＝100万円】
※耐震改修工事については耐震改修部分の50%で上限120万円、それ以外の部分が100万円

支援金の補助率

※①～④のいずれか一つ該当するものになります。補助額は万円未満切り捨てとなります。
① リフォーム工事費の12%
② 下水道等接続工事を行う場合は、リフォーム工事費100万円まで22%、超える部分は12%
③ 特殊工事点数表で10点以上（50万円未満の工事については5点以上）となる工事を行う場合は特殊工事該当部分の工事費120万円まで20%、特殊工事該当部分を除いた部分は12%
④ ③を満たし、かつ世帯要件に該当する場合は特殊工事該当部分の工事費100万円まで30%、特殊工事該当部分を除いた部分は12%
※世帯要件とは「移住世帯」「新婚世帯」「子育て世帯」のいずれかの世帯に該当すること。
⑤耐震改修工事を行う場合は、耐震改修工事部分が50%（上限120万円）、それ以外の部分が12%（上限100万円）

※③、④、⑤の補助を受ける場合は、令和６年2月15日までに実績報告書を提出する必要があります。

支援金の計算方法　※補助金額は万円単位となります！

◇≪①一般の場合≫　例：リフォーム工事金額が　「2,550,000円」
2,550,000円 × 12% ＝ ~~306,000円~~　⇒　300,000円　（補助金額）
◇ ≪②下水道接続工事を行う場合≫　例：リフォーム工事金額が「1,500,000円」
1,000,000円 × 22% ＝ 220,000円
500,000円 × 12% ＝　60,000円
◇≪③耐震改修工事を行う場合≫ 例：耐震改修が「3,000,000円」それ以外の工事が「500,000円」
3,000,000円 × 50% ＝ ~~1,500,000円~~　⇒　1,200,000円　（上限額）
500,000円 × 12% ＝　60,000円

支援金交付までの流れ

支援金交付までの流れ	必要な書類等	
	役場で準備している書類	各自準備して頂く書類
工事業者に見積もり依頼	工事内容が補助の対象になるか、事前に役場に確認してください。	
①事業認定申請 （申請者⇒役場） ※工事着手前に申請	□事業認定申請書（様式第1号） □事業計画書（様式第1号の2） □下請業者内訳書 □特殊工事基準点算出表 ----耐震改修工事の場合---- □耐震改修工事計画書 （様式第1号の3） □耐震診断及び建築年が確認できる書類（登記事項証明書等） ----該当する方のみ必要---- □ブロック塀解体工事に係る平面図（様式第1号の4）	□詳細な工事見積書の写し □工事契約書の写し □工事箇所の着工前写真 ----該当する方のみ必要---- □間取りの変更を伴う場合は、着工前後の間取りがわかる図面 □世帯要件工事を行う場合は、事実確認ができる書類の写し □令和4年1月1日時点において町外者である場合は、世帯全員の直近の納税証明書の写し □建築確認済証の写し （不要な場合は建築工事届）
②事業認定の通知 （役場⇒申請者）	①の申請内容を審査し、適当と認められたら、事業認定通知書を送付します。（申請日からおおむね1週間～2週間程度）	
○工事着工	②の事業認定通知を受理した後、工事に着手してください。	
③変更・取下げの申請 （申請者⇒役場）	申請内容に変更がある・工期を延長する・工事を取下げする場合は、承認申請が必要です。 □事業変更（取下げ）承認申請書（様式第3号） □変更内容が分かる見積書・着工前写真（工期延長のみは不要）	
④変更・取下げの承認 （役場⇒申請者）	③の変更内容を審査し、適当と認められたら、事業変更（取下げ）承認通知書を送付します。	
○工事の完成	工事が完成したら工事代金を工事業者にお支払いいただき、速やかに⑤の事業実績報告書を提出してください。	
⑤事業実績報告書の提出 （申請者⇒役場）	□事業実績報告書（様式第5号） □補助金等交付申請書	□工事代金の領収書の写し □工事箇所の完成写真 □振込先のわかる通帳の写し ----該当する方のみ必要----- □転居（転入）を伴うリフォーム工事の場合は、転居後の住民票 ※町内→町内の転居でも必要です
⑥完成検査、補助金交付 （役場⇒申請者）	申請内容が適切に実施されているか完成検査を実施します。 検査合格後、補助金交付の手続を行います。 補助金の振り込みは、実績報告書提出からおおむね1ヶ月後となります。 振込予定日が確定した際に、「補助金等交付指令書」を申請者に郵送します。 ※支援金は、申請者本人の通帳への振り込みとなります。他の方の口座への振り込みはできませんのでご注意ください。	

----------**注意事項**----------

★同一年度につき1回限り申請可能です。（同一住宅、同一世帯）

★「住宅リフォーム資金利子補給制度」「定住住宅新築支援金」との併用はできません。また、同一年度に、同一住宅または同一世帯による「住宅リフォーム資金利子補給制度」、「定住住宅新築支援金」を利用することはできません。

よくある質問

- 受付期間について教えてください。

A.受付期間は、令和５年4月３日（月）から、令和６年3月15日（金）までです。
受付期間内でも、予算に達し次第、受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

- 「山形県住宅リフォーム支援事業」との併用は可能ですか？

A.「山形県住宅リフォーム支援事業」は、各市町村のリフォーム支援事業を行う方の中で、一定の種類の工事（特殊工事）を行う方には県でも補助を実施する、というものです。
県から申請者に直接補助金が支払われるわけではなく、県の補助額を含めた金額の支援金を町から申請者に補助する形になります。そのため、特殊工事、世帯要件工事に該当する場合は、自動的に県の補助事業を併用していることになります。

- その他併用できない制度はありますか？

A.併用が認められていない制度、公共事業の移転等による補償を受ける場合など。
「こどもエコすまい支援金」は条件によって併用できない場合があります。詳しくはお問合せください。

- 昨年度利用して、今年度も利用できますか？

A.支援制度は、同居人を含む世帯で、その年度内に1度だけ利用することができます。
同一年度内に、「定住住宅新築支援金」「定住賃貸住宅新築支援金」「住宅リフォーム利子補給制度」は利用できませんのでご了承ください。
過去に、「住宅リフォーム利子補給制度」を利用している場合は完済していることが条件です。

- 申請者は誰になりますか？

A.原則、リフォームする住宅に居住する方であり、工事後に居住する予定である施主が申請者となります。（工事の契約者で、かつ工事代金を支払う人）

- 補助金対象にならない工事を教えてください。

A.敷地の造成、造園、土間コンクリート、塀、擁壁等外構工事、自分で購入した材料、法人の建物を改修する工事、家具・家電製品の設置（エアコンを除く）、住宅新築工事、工事支障部分の草刈り等、建物の除却のみの工事、シロアリの消毒のみ等の工事ではないもの。

- ブロック塀を撤去し、新たに塀を設置する場合は対象になりますか？

A.ブロック塀については撤去のみが対象になります。ブロック以外の塀を設置する場合でも、新設は対象になりません。また、対象となるのは「道路または水路に面し、歩行者に危険がおよぶ恐れのある部分」のみとなります。

- 世帯要件工事とはなんですか？

A. 別紙特殊工事算出表での点数が10点以上（50万円未満の工事については、5点以上）であり、かつ申請者が「移住世帯」「新婚世帯」「子育て世帯」に該当する工事を世帯要件工事と言います。世帯要件工事に該当すると補助率が変わります。

- 補助金はいつもらえますか？

A.町に実績報告書を提出し、完成検査が終わってから1ヶ月後ごろになります。

- 実績報告の期限日はありますか？

A.令和６年3月29日までとなりますので、この日までに工事を完了し、工事代金の支払いを終えられるようにしてください。特殊工事を含むリフォーム工事を行う場合は、令和６年２月１５日までとなります。やむを得ない理由で、この期限を超えそうな時は、事前に役場までご相談ください。